

一般社団法人全日本学生遊技連盟会員規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本学生遊技連盟（以下「本会」という）の定款に基づき、本会への入退会に関する手続を定める。

(入会の手続き)

第2条 本会の正会員になろうとする者は、本会の定款第6条に基づき、本会指定の正会員入会申込書より入会申し込みをおこなわなければならない。

2 本会の賛助会員になろうとする者は、本会の定款第6条に基づき、本会指定の賛助会員入会申込書より入会申し込みをおこなわなければならない。

3 定款第5条の定めに従い、本会の名誉会員に社員総会の議決をもって推薦されて入会する者は、本会指定の名誉会員入会申込書より入会申し込みをおこなわなければならない。

(入会の許可)

第3条 第2条による入会の申し込みを受けた理事会は、入会を希望する者が定款第5条に定める資格を満たすと認めるときは、すみやかにその入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 理事会により会員として入会を認められた者は、すみやかに入会金及び会費規定の定めるところにより会費を支払わなければならない。

(退会)

第5条 会員は、定款第9条に定める手続に従い、退会することができる。

2 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出は不要とする。

(除名)

第6条 会員は、定款第10条に定める手続に従い、除名されることがある。

(会員たる資格の喪失)

第7条 会員は社員総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知した時に会員たる資格を喪失する。

(会費等の返還)

第8条 退会又は除名により会員たる資格を喪失したものは、本会に対して既に支払った入会金、会費等の払い戻しを請求できない。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第9条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

(著作権)

第10条 本会によって制作される著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は全て、その発生と同時に何らの手続を要することなく本会に帰属する。

2 本会によって提供される著作物を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

3 会員は、本会の事前の同意がある場合に限り、本会によって制作又は提供される著作物を使用することができる。

(個人情報の取扱いについて)

第11条 本会が取得した会員の個人情報（本会指定の入会申込書の記載事項）は、個人情報保護法の趣旨にのっとり、適切にお取扱いをおこなうものとする。

2 本会が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内でのみ利用をおこなう。

- (1) 本会より情報提供を行うため
- (2) 本会のマーケティング活動に利用するため
- (3) 本会の設立及び運営を適切かつ円滑に進めるため

3 本会は、本会の運営を業務委託することが理事会で決議された委託業者に対し、運営に必要不可欠な範囲に限り、個人情報の開示を行う。

第12条 本規程の改正は理事会の決議による。

(附則)

この規程は、令和4年9月26日から適応する。